

裾情審第7号
令和3年6月7日

裾野市長 高村 謙二 様

裾野市情報公開審査会
会長 伊東 哲夫

裾野市情報公開条例（平成28年裾野市条例第8号）第21条の規定に
基づく諮問について（答申）

令和3年2月15日付け裾総人第193号による次の諮問について、別紙のとおり
答申します。

令和2年11月16日付けで審査請求人が提出した公文書開示請求書「2018年12月
19日 裾野市職員戦略広報課長が公用車を私的に使用した件で公文書開示を請求する。
①年休届け②公用車使用申請書③私事旅行の届出④不祥事での聞き取り調査書⑤職員
処分の協議書と処分通知⑥始末書」について、実施機関が令和2年11月26日付け
裾総人第152号により通知した公文書部分開示決定通知書による処分に対して審査
請求人が令和3年2月1日付けで行った審査請求についての諮問

答申

第1 審査会の結論

裾野市長が行った令和2年11月26日付け裾総人第152号「公文書部分開示決定通知書」による決定処分（以下、本件処分という。）は妥当である。

第2 審査請求の趣旨

審査請求人の本件審査請求の趣旨は、裾野市職員戦略広報課長（当時）が私用で公用車を使用したことに対し、平成30年12月19日付けで懲戒処分を行ったことに関連する公文書である①年休届け②公用車使用申請書③私事旅行の届出④不祥事での聞き取り調査書⑤職員処分の協議書と処分通知⑥始末書の各開示を求めた。これに対し、裾野市は存在しない③⑥の文書を除き、審査請求人の開示を求めた趣旨に則り、(1)休暇簿(2)公用車運行記録簿(3)聞き取り調査書(4)審議書(5)辞令書を対象文書として判断し、(2)(5)の各文書の個人名を除いた部分の開示を認めたのみで(1)(3)(4)の各文書は全部不開示と決定した。このため、審査請求人は存在する(1)ないし(5)の各文書（以下、請求対象文書という。）の全部開示をすべきであるとして審査請求をしたものである。

その目的は、職員服務規律違反を犯した課長級の職員自ら申告して初めて裾野市当局が事案を認知し、当該職員を処分した経緯からして、裾野市の職員管理体制の不備の有無を検証したいというものである。

第3 裾野市（以下、実施機関という。）の不開示理由説明要旨

- 1 請求対象文書(1)の休暇簿は、その取得等の理由、時期、期間は当該職員の私生活に密接に関わる情報に該当し、取得理由によっては公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、裾野市情報公開条例第7条第2号ただし書のいずれにも該当しない。
- 2 請求対象文書(2)の公用車運行記録簿のうち「氏名」欄については、請求対象文書(1)の文書の不開示の理由と同様としている。
- 3 請求対象文書(3)の聞き取り調査書であるが、当該文書の記載内容は、被処分者の個人の思想・信条や休暇取得中の行動に触れるものが含まれており、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれのある情報であると認められるため、条例第7

条第2号ただし書の開示を要する場合のいずれにも該当しない。

また、当該情報は、開示しないことを前提に行われた事情聴取等により得た情報に基づくものであり、公開することにより市と職員又は職員相互間の信頼関係が損なわれるおそれがあり、今後の事情聴取等による適正な情報の収集が困難になるなど、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるためである。

- 4 請求対象文書(4)の審議書であるが、懲戒等の事案の処理の適正を期するため、裾野市職員分限処分及び懲戒処分審査委員会を設け、事案を審議し任命権者に審議結果を報告することとしており、当該報告を受けて懲戒処分の内容を決定している。請求の職員処分の審議書は当該審査会資料に該当するが、当該審査会資料は、懲戒処分の決定の判断材料になるものや、判断に至る考え方そのものであり、これを開示することによって、審査会の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがあり、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事事務に支障を及ぼすおそれがあるため開示できない。
- 5 請求対象文書(5)の辞令書であるが、氏名欄については個人が特定できる情報であり、当該公務員の氏名を公にすることで、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるため、不開示とする。

第4 実施機関の決定処分に対する審査請求人の異議の要旨

審査請求人の異議の要旨は次のとおりである。

- 1 本件の職員の公用車の私的利用の不祥事は既に地方新聞の記事になり公にされていることから不開示とする理由はないこと。
- 2 他の職員の模範となる立場にある課長職の不祥事であること。
- 3 当該職員から申出があるまで市当局では当該不祥事を関知していなかったのであるから市の職員管理体制に問題があると考えられるので、管理体制の在り方を知る必要があること。

第5 審査会の判断

1 事案の概要

裾野市職員が、私用にもかかわらず、あたかも公用での出張であると装い、公用車を一日利用したため、職務規律違反として、2ヶ月間給料の10分の1の減給処分を受けたものである。

なお、当該事件は、平成30年12月21日、地元新聞に報道されている。

同報道では、事件、懲戒処分内容及び当該職員の役職名等が記事となっているが、「個人名」の掲載はない。

2 争点整理

- (1) 対象文書上の個人名を不開示にした点（以下、争点Aとする。）
- (2) 聞き取り調査書を全部不開示にした点（以下、争点Bとする。）
- (3) 審議書を全部不開示にした点（以下、争点Cとする。）

3 上記争点についての当審査会の判断

(1) 判断の前提

人事院の「懲戒処分の公表指針」では、公務員を懲戒処分等に付した場合には、公務員の倫理の確立や綱紀保持の徹底及び行政の説明責任の観点から、原則としてこれを公表することとし、例外的にプライバシーの保護等にも配慮し、公表する内容や方法について基準ないし指針を定め運用しているところである。

この指針等を参考にして、地方自治体においても独自に公表基準ないし指針を策定している。

実施機関においても地方公務員法に基づき懲戒処分を行なった場合の公表の基準として、「裾野市職員懲戒処分の公表基準」を作成しているところである。

同処分に関連し、本件のような公文書開示請求が提出された場合、裾野市情報公開条例（以下、単に「条例」という。）の規定に従い、開示、不開示を決定するのであるが、その際、条例解釈の指針として前記の公表基準を用いているところである。

以下、前記の各争点について検討する。

(2) 争点A

公用車運行記録簿、辞令書に記載されている氏名を不開示にしたことであるが、条例第7条第2号では公文書の中に特定の個人を識別することができる情報は不開示が原則となっていて、氏名はそれに該当するので原則不開示となる。

もっとも、同号（ウ）では、「当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは」氏名部分も開示の対象とされているが、前記事案は当該職員の公務上の事務処理過程、遂行過程で犯した「職務上」の規律違反ではない。

また、「裾野市職員懲戒処分の公表基準」によると、公表の対象となる処分の中に減給処分も含まれているものの、公表の内容として氏名を含むかについては、「刑事事件等で既に氏名等が報道機関等で公表されている場合」に限定されている。この公表基準は先の人事院の公表基準を受けた総務省職員の懲戒処分に関する公表基準に「個人が識別されない内容のものとすることを基本として公表する」との規定にも則したものである。

以上のことを総合すると、公開対象とされた文書に氏名が記載された部分を

不開示にした実施機関の判断は、妥当なものである。

なお、審査請求人は、当該事件を報道した新聞記事には職員の役職が掲載されていて、その役職名から個人が分かるのであるから本件の場合では「個人名」を不開示にする理由はないと指摘している。しかしながら、条例も「裾野市職員懲戒処分の公表基準」また人事院の公表基準によっても、「役職名」と「個人の氏名」とは明らかに区別し、「氏名」は個人情報そのものでプライバシーの擁護の価値が高いものと位置付けている。そして、本件の不祥事は公務執行自体若しくはその遂行過程での出来事ではないから、一層、「氏名」に対するプライバシーの価値を高めた取り扱いとなっている。

これらの条例、制度に鑑み、審査請求人の異議の理由は採用できない。

(3) 争点B

聞き取り調査書（以下、単に「調査書」という。）は、発覚した職員の不祥事について地方公務員法第29条に基づき懲戒処分の有無、内容を決定するために懲戒処分審査委員会の命により人事課で対象者本人に対する事情調査の結果を記載した書面である。

調査書は、職員に対する懲戒処分を決めるための重要な参考資料であり、そこには本件の様な適法に取得した休暇の目的、動機及び行動、そして核心部分である職務規律違反の事実関係が記載されるもので、現に記載もされている。

しかも、対象者に対しては公に（開示）されないことを前提に行っている。

とすると、調査書が後に開示されてしまうことになると、公務自体と関係のない私事までもが公にされたり、対象事実の詳細が職員相互、更には市民にも知れ渡ったりすることになってしまうばかりか、開示されないことを前提に安心して調査事項に応答した対象者との信頼に市当局が違背したことになることになりかねない。更に、一層の問題は懲戒対象事案、職務規律違反の事案に対し、真実発見に困難を来たし、ひいては市の職員の人事、労務管理に支障が生ずる結果となってしまうおそれがある。

してみれば、実施機関が条例第7条第2号の「個人に関する情報」、同条第6号の「市の実施する事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報」として、全部不開示とした判断は適正である。

(4) 争点C

審議書であるが、裾野市職員懲戒等の事案の処理の適正を期すため、裾野市職員分限処分及び懲戒処分を調査審議するために設置された「裾野市職員分限処分及び懲戒処分審査委員会」を設け、同委員会の審議内容を記載した文書である。

同審査委員会の審議結果の報告を受けて懲戒処分の内容を決定している。

実施機関の懲戒処分に係る事務処理によれば、同審査委員会は非公開として運用され、同審査委員会の各委員の率直でかつ自由な意見の交換及び意思決定の中立性の確保が図られていることに鑑み、当該文書を原則どおり条例第7条第5号に該当する文書として全部不開示とした実施機関の判断は正当である。

(5) 以上の検討の結果、本件決定について、第1「審査会結論」に記載した判断に至ったものである。

なお、審査請求人の異議の要旨は本書第4に記載したところではあるが、当審査会は審査請求人の求めた文書の全部開示請求が妥当か部分開示を決定した実施機関の決定が妥当かの点を判断するもので、その判断は、条例及び裾野市職員懲戒処分の公表基準に基づき行うことを使命としている。その立場を踏まえての結論である。

ただ、今回の公文書開示請求を受けて、実施機関にあっては、審査請求人の異議の理由を踏まえ、不祥事発覚、そして処分に至る実施機関の手続・運用のあり方、また、その前提たる職員の服務規律遵守の意識の向上へ警鐘になった部分では意義のあった開示請求であったので、この点、実施機関は制度、運用についての再検討の機会にさせていただくことを要望しておきたい。

第6 審査会の経過

令和3年2月15日 審査諮問書及び弁明書受理
令和3年2月18日 審査請求人への意見書提出依頼
令和3年3月4日 審査請求人の意見書受理
令和3年3月23日 第1回審査会
令和3年4月20日 第2回審査会（実施機関の説明聴取）
令和3年5月19日 第3回審査会（審査会の答申についての討議）

以上

（裾野市情報公開審査会）

委員 伊東 哲夫

委員 小林 靖幸

委員 湯山 貴志子